

「特別養護老人ホームくまいし荘」

重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。
(北海道指定第0171600117号)

当施設は、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3～要介護5」と認定された方、「要介護1～要介護2」と認定された方で、「特例入居の要件に該当する方」が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室等の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合	7
7. 身元引受人	8
8. 苦情処理の体制、手順について	9
9. 事故発生時の対応	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 熊石敬愛会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道二海郡八雲町熊石平町324番地269 |
| (3) 電話番号 | 01398-2-2020 |
| (4) 代表者氏名 | 宮 田 千 秋 |
| (5) 設立年月日 | 昭和52年7月18日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成11年12月13日指定
北海道指定第0171600117号 |
| (2) 施設の目的 | 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。 |

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 く ま い し 荘
 (4) 施設の所在地 北海道二海郡八雲町熊石平町324番地269
 (5) 電話番号 01398-2-2020
 (6) 施設長(管理者)氏名 土 谷 博 道
 (7) 当施設の運営方針

施設従事職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

- (8) 開設年月 昭和53年2月1日
 平成29年7月1日 ユニット型個室新設
 (9) 入所定員 80名

3. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しております。

居室 個室(80室) 1ユニットに10室(8ユニット)
 浴室 一般浴 8ヶ所 (各ユニットに配置)・特 浴 1ヶ所
 交流スペース 1ヶ所・ボランティア室 1室・医務室 1室

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員配置	指定基準
1. 施設長(管理者)	1 名	1 名
2. 介護職員	34 名以上	27 名
3. 看護職員	3 名以上	
4. 生活相談員	1 名以上	1 名
5. 機能訓練指導員	(兼) 1 名以上	(兼) 1 名
6. 介護支援専門員	1 名以上	(兼) 1 名
7. 医 師	1 名以上	必要数
8. 管理栄養士	1 名	1 名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	原則として週1回の診断
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 A勤務： 7：00～16：00 8名 B勤務： 9：00～18：00 8～10名 C勤務：13：00～22：00 8名 D勤務：22：00～翌8：00 4名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 日中 8：30～18：00 2名
4. 機能訓練指導員	平日 9：15～10：00 2名

※土曜日、日曜日、は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービス>の概要

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食事を摂取していただく事を原則としています。(食事時間)

- ・朝食 7時00分～ 9時00分
- ・昼食 11時00分～13時00分
- ・夕食 17時00分～19時00分

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員(看護職員)により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の自立支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居室に係る自己負担額と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。)

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 6,700 円	要介護度 2 7,400 円	要介護度 3 8,150 円	要介護度 4 8,860 円	要介護度 5 9,550 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,030 円	6,660 円	7,335 円	7,974 円	8,595 円
3. サービス利用に係る自己負担金額（１－２）	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円

当施設の居住費・食費の負担額(介護保険の給付対象とならないサービス)

4. 居室に係る自己負担額	第 1 段階 880 円	第 2 段階 880 円	第 3 段階① 1,370 円	第 3 段階② 1,470 円	第 4 段階 2,066 円
5. 食事に係る自己負担額	第 1 段階 300 円	第 2 段階 390 円	第 3 段階① 680 円	第 3 段階② 1,420 円	第 4 段階 1,545 円
6. 自己負担額合計	3 + 4 + 5				

※一定以上の所得のある方については、サービス料自己負担分が 2 割負担となります。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※入院・外泊時加算は 6 日間を限度として算定します。但し、月をまたいだ場合には最大 12 日間が算定されます。

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額（１－２）	246 円

※利用者が、入院又は外泊された場合の当施設の居住費負担額（介護保険の給付対象とならないサービス）は 7 日目以降も下記の通りご負担いただきます。

居室に係る自己負担額（１日）	第 1 段階 880 円	第 2 段階 880 円	第 3 段階① 1,370 円	第 3 段階② 1,470 円	第 4 段階 2,066 円
----------------	-----------------	-----------------	--------------------	--------------------	-------------------

◎社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

※ 低所得者で生計が困難である方及び生活保護受給者は、申請により介護サービス費、食費、居住費等の利用者負担が軽減される場合があります。詳しくは生活相談員にご相談下さい。

※ 介護給付サービス加算の負担額

初期加算	看護体制 加 算	サービス提供 体制強化加算		日常生活継続 支 援 加 算	療養食加算	個別機能 訓練加算
3 0 円／日	4 円／日 8 円／日	2 2 円・1 8 円／日又は 6 円／日		4 6 円／日	6 円／1 食	12 円／日 20 円／月
夜勤職員配 置加算	認知症専門 ケア加算	精神科医療 養指導加算	褥瘡マネジ メント加算	ADL 維持加算		排泄支援加算
1 8 円／日	3 円／日又 は 4 円／日	5 円／日	3 円／月 1 3 円／月	30 円／月 60 円／月	10/月 15/月 20/月	
自立支援推進加算		科学的介護推進体制加算		安全対策体制加算		生活機能向上連携加算
3 0 0 円／月		4 0 円／月 5 0 円／月		2 0 円／入所時 1 回		1 0 0 円／月 2 0 0 円／月
介護職員処遇改善加算						
基本サービス費（1 ヶ月分）＋各種加算（1 ヶ月分）に 1 7 6 / 1 0 0 0 を乗じた金額						

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	880円/日	300円/日
市町村 世帯 全員が 非課税者	老齢福祉年金受給者			
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入が82.65万円以下の方で預貯金等が650万（夫婦1,650万）以下	利用者負担 第2段階	880円/日	390円/日
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入が82.65万円超120万円未満の方で預貯金等が550万（夫婦1,550万）以下	利用者負担 第3段階①	1,370円/日	680円/日
	市町村民税世帯非課税で課税年金収入が120万円超の方で預貯金等が500万（夫婦1,500万）以下	利用者負担 第3段階②	1,470円/日	1,420円/日
上記以外の方（市町村民税課税世帯等）		利用者負担 第4段階	2,066円/日	1,545円/日
配偶者が課税世帯の方・預貯金等について、配偶者がいる方は合計2,000万円以上・配偶者のいない方は1,000万円以上			2,066円/日	1,545円/日

①理髪[理髪サービス]

理髪師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

※利用料金：1回あたり2,300円

②貴重品の管理

利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- ・お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- ・保管管理者：施設長 ※ 利用料金：無料

③レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

※ 利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担いただきます。 ※ 1枚につき10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

※ 但し、おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので負担の必要はありません。

⑥電気代

特別に使用されるもの 1日あたり20円（冷蔵庫等）

⑦町外受診

片道80km以上の場合、1kmにつき30円、職員1人につき2,000円かかります。

⑧居室の明け渡し

利用者が、利用終了後も居室を明け渡されない場合等に、本来の利用終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

利用者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	6,700円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い
イ. 下記指定口座への振り込み 道南うみ街信用金庫熊石支店普通預金 口座番号021640 口座名義 特別養護老人ホームくまいし荘 施設長 土 谷 博 道

(3) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	八雲町熊石国民健康保険病院
所 在 地	二海郡八雲町熊石平町324番地268
診 療 科	内科・外科

医療機関の名称	八雲町総合病院
所 在 地	二海郡八雲町東雲町50番地
診 療 科	精神科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	熊石歯科診療所
所在地	二海郡八雲町熊石雲石町155番地

6. 施設を退所していただく場合

当施設の利用が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との利用は終了し、利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 要介護認定によりご契約者の要介護度が「要介護度1又は要介護2」と判定された場合（但し、ご契約者が平成27年3月31日以前から事業所に入居している場合は該当しない平成27年4月1日以後に入居された方については特例入居の要件に該当が必要）

- (1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）
 利用の有効期間であっても、利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。
 その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。
 ただし、以下の場合には、即時に利用を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）
 以下の事項が、該当する場合には、当施設から退所していただく事があります。

- ① 利用者が、利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設

に入院した場合

※利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、1ヶ月に6日を限度として短期入院の場合

1ヶ月に6日を限度として入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②1ヶ月に7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。尚、入院期間内は居住費をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、利用を解除する場合があります。ただし解除後、再度当施設に利用申し込みがあった場合は優先的に入所することが出来ます。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人

(1) 利用にあたり、身元引受人を求めることがあります。

但し、社会通念上、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(2) 身元引受人は、利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

(3) 身元引受人は、前項のほか、各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。

②利用が終了した後、当施設に残された利用者の所持品を利用者自身が引き取れない場合、身元引受人が残置物の引き取り人いたします。

当施設は身元引受人に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、利用者又は身元引受人にご負担いただきます。

8. ハラスメントについて

(1) ハラスメントの禁止

利用者及びその家族等は介護職員等に対し、その尊厳を傷つける行為、暴言や暴力、セクシャルハラスメント、その他適切なサービス提供を妨げるカスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。

(2) 事業所の措置・対応

万が一、前項に該当する行為が認められた場合、速やかに事実関係を調査し、行為者に対して文書等による警告を行います。また、職員の安全確保のために複数名での訪問体制への切り替えやサービスの臨時停止措置を講ずることがあります。

(3) 契約解除に関する事項

利用者またはその家族等によるカスタマーハラスメント行為が改善されず、信頼関係が著しく損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合、本契約を解除することができるものとします。

9. 苦情処理の体制、手順について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 神 原 英 哉

介護支援専門員 岡 田 義 孝

・受付時間 毎週月曜日～金曜日 （午前9：00～午後5：00）

(2) 第三者委員による苦情の受付

熊石敬愛会監事 岩 佐 隆 治 TEL 01398-2-3740

熊石敬愛会監事 加 藤 元 TEL 090-4871-6814

(3) 行政機関その他苦情受付機関

八雲町熊石総合支所 住民サービス課	所在地 二海郡八雲町熊石根崎町 TEL 01398（2）3111
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 TEL 011（241）3976
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 TEL 011（231）5161
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 TEL 011（204）6310

(4) 苦情解決責任者

施設長（管理者） 土 谷 博 道

(5) 苦情解決の手順

①利用者への周知

ア 施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者へ苦情を受け付ける旨と解決の仕組みについて周知する。

イ 利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会の氏名連絡先を周知する。

②苦情の受付

ア 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付ける事を周知する。

イ 苦情受付担当者は、利用者に対し、第三者委員へ直接苦情を申し出ることが出来る事を周知する。

③苦情解決の報告・記録

- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し必要な助言を受ける。
- ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については、苦情申出人及び第三者委員に対して一定期間経過後報告する。

④苦情解決へ向けての話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることが出来る。

⑤解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業所によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し公表する。

⑥利用者への周知

苦情解決責任者は、利用者に対して苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて（苦情申出窓口等）周知する。

10. 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、直ちに応急処置をし、病院に受診、医師に診察、治療をしていただく。
- ・事故の状況、内容については直ちに家族、市町村に報告する。
- ・事故原因を分析し、再発防止策を検討する。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 く ま い し 荘

説明者職名 生活相談員 氏 名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 ㊞

(身 元 引 受 人)

私は、以上の利用内容につき、貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名 ㊞

緊急連絡先及び携帯電話番号 ()

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建

(2) 建物の延べ床面積 3, 862.08 m²

(3) 入所定員 80名

(4) 併設事業

当施設では、次の事業を併設(空所利用)して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年4月1日北海道0171600117号

平成29年7月1日 従来型個室 定員 8名

[通所介護] 八雲町委託事業 定員18名

(5) 施設の周辺環境

当施設は、道南休養村の一画にあり、一帯は三方山に囲まれた日本海を眺望できるなだらかな丘陵地に、温泉を利用できる施設です。

2. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

<配置職員の職種>

介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対し、1名以上の介護職員(看護職員も含む)を配置しています。

生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。
看護職員が兼務いたします。

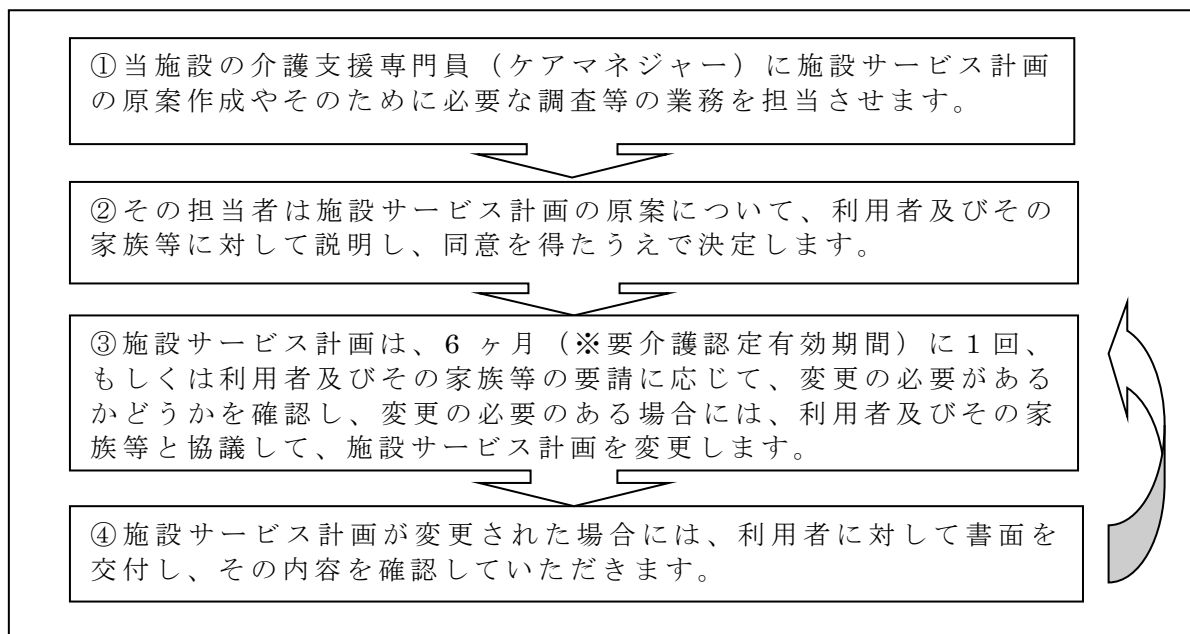
介護支援専門員 利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を介護支援専門員が作成します。

医師 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
医師は、八雲町熊石国民健康保険病院、八雲総合病院より、派遣されます。

3. 利用からサービス提供の流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
 - ③利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士により、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的援助及び指導を受けます。（2回以上）
 - ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに措置を講じます。
 - ⑤利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
 - ⑥利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑦虐待防止、身体拘束廃止のための指針を整備し、虐待防止、身体拘束のための対策を定期的に検討していきます。研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を擁護します。利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑧事業者及び従事者又は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- （守秘義務）
- 但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、事業者と利用者との協議の上で持ち込みが出来ます。

(2) 面 会

面会時間 午前 7時～午後9時

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪された場合、食べ物等については報告願います。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、5(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設、設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外では喫煙できません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 福祉サービス第三者評価事業について

当施設では、実施しておりません。